介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、**認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応**が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、<u>サー</u>ビスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から<u>「心身の状況に応じた介護」</u>に改めるなど、**定義規定を見直す**。
- 2 <u>個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携</u>等について新たに規定するなど、<u>義務規定を見直す</u>。
- 3 資質の向上を図るため、<u>すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、</u> <u>介護福祉士の資格取得方法を一元化</u>する。 福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 <u>社会福祉士の任用・活用の促進</u>を図る。